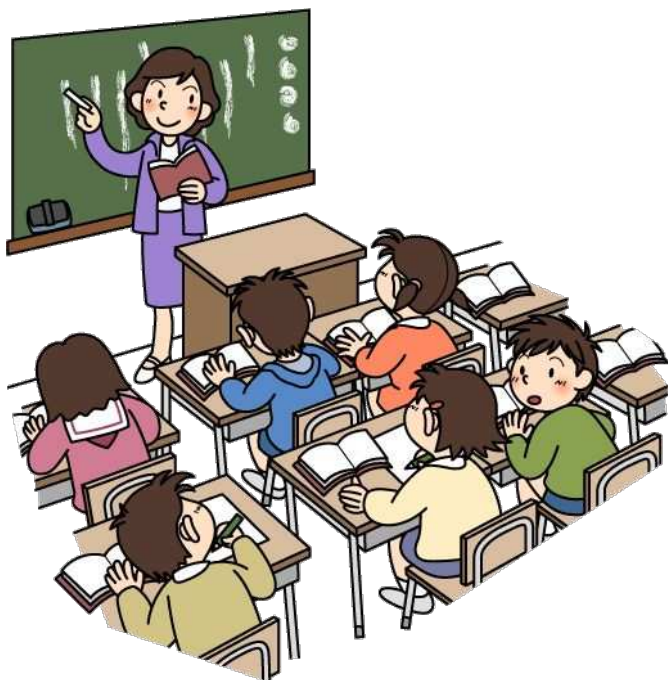


●青梅市いじめ防止マニュアル

いじめの根絶に向けて

—子ども達の明るい未来のために—



令和 4 年 7 月改訂
青梅市教育委員会

いじめは、決して許されないことであり、また、どの子どもにも、どの学校でも起こり得るものです。学校教育に携わるすべての関係者一人一人が、いじめの問題の重大性を認識し、いじめの兆候をいち早く把握して、迅速に対応する必要があります。

青梅市では、平成26年12月25日に「青梅市いじめの防止に関する条例」を公布・施行しました。また、いじめの防止等のための対策の基本的な考え方を示した、「青梅市いじめ防止基本方針」を策定しました。

条例では、「いじめの防止等」を「いじめの未然防止」、「いじめの早期発見」、「いじめへの対処」としています。本マニュアルは、その具体的な取組等について説明します。

いじめ防止マニュアル もくじ

いじめの防止等の対策	いじめはどの児童・生徒にも起こりうる
◇いじめの未然防止・・・・・・・・・・ 3	・保護者の方へ・・・・・・・・・・ 6
◇いじめの早期発見・・・・・・・・・・ 4	・児童・生徒の皆さんへ・・・・・・・・ 7
・いじめ発見のチェックリスト・・ 4	・いじめのことなど困った時の相談は・・ 7
◇いじめへの対処・・・・・・・・・・ 5	青梅市いじめの防止に関する条例の一部改正について・・ 8
・ネットいじめへの対応・・・・・・・・ 5	青梅市いじめの防止に関する条例・・10
・重大事態への対処・・・・・・・・・・ 5	青梅市いじめ防止基本方針・・16
	いじめによる重大事態の判断について・・23

いじめとは・・・。

いじめの定義

いじめとは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

（「いじめ防止対策推進法」第二条より抜粋）

※起こった場所は学校の内外を問わない。

※個々の行為が、いじめに当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立って行うものとする。

※「行為」とは「仲間はずれ」や「集団による無視」など直接的にかかわるものではないが、心理的な圧迫などで相手に苦痛を与えるものも含む。

※「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。

（文部科学省：「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」より抜粋）

●表紙のデザインについて

上の青地は、青梅市を表し、白の横線28本は、市立小・中学校28校を表しています。下の青地は、教育委員会を表し、白の輪4つは、学校、家庭、地域、関係機関との連携を表しています。

いじめの防止等の対策

いじめの未然防止

○「学校いじめ対策委員会」の設置

全ての学校に、教職員、スクールカウンセラー等による「学校いじめ対策委員会」を設置するとともに、「学校いじめ防止基本方針」を策定し、学校全体で対応します。

○「学校サポートチーム」の設置

全ての学校に、教職員、民生・児童委員等による「学校サポートチーム」を設置し、「学校いじめ対策委員会」を支援します。

○いじめに関する研修会の実施

全ての学校で、年3回以上のいじめに関する研修会を実施し、教員のいじめに関する意識の向上を図ります。また、教育委員会では、校長会、副校長会、生活指導主任会等でいじめに関する情報提供および研修会等を実施します。

○「いじめゼロスローガン」の設定

青梅市立小・中学校が、一貫したいじめ防止に向けた取組を推進していくため、児童会・生徒会が中心となって「いじめゼロスローガン」を設定します。

○「心のパスポート」の配布

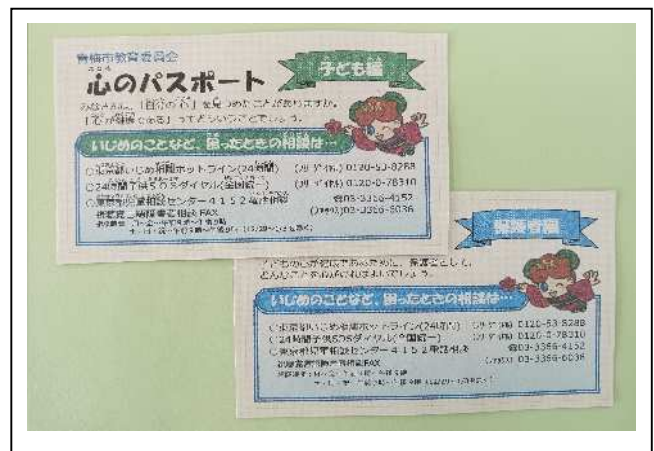
全ての児童・生徒に心の健康を自らはぐくんでいくことを期待し、「心のパスポート」(子ども編)を配布します。また、保護者の皆さまには、子どもの心の健康づくりにかかわる内容を記した「心のパスポート」(保護者編)を配布します。

○「SNS学校ルール」の策定

児童・生徒がいじめ等のトラブルや犯罪に巻き込まれないようにするとともに、学習への悪影響を防ぐため、各学校における「SNS学校ルール」を策定しています。

○「青梅子どもルール」全教室への掲示

市内の子どもたちや保護者・市民から募集した「青梅市の子どもたちが社会の中で生きていく上で大切と思われるルール」である「青梅子どもルール」を青梅市立小・中学校の全ての学級に掲示します。



心のパスポート

「青梅子どもルール」～5つの約束～

- ・明るくなかよく元気よく、思いやりの心をもって行動しよう
- ・みんなと協力し、力を合わせて、何ごとものりこえていこう
- ・心やさしく、笑顔であいさつをしよう
- ・豊かな自然を愛し、文化や伝統を大切にしよう
- ・いのちの尊さを知り、自分の体を大切にしよう

いじめの早期発見

○いじめの実態の把握

年間5回のいじめ防止強化月間を設け、いじめ未然防止や早期発見に向けて、教職員の共通理解やいじめ実態把握調査を行うとともに、「いじめ発見チェックリスト」を活用し、学校がいじめの実態を確実に発見できるように努めます。

○スクールカウンセラーによる面接の実施

全員面接（小学校5年、中学校1年等で実施）を実施し、子どもの悩みの解決につなげます。

○相談体制の充実

学校における相談体制を児童・生徒に周知し、いつでもだれでも相談できる環境を整えます。

○相談機関の周知

子ども達がいじめのことなど困った時に相談できるよう「心のパスポート」に相談機関を掲載します。

いじめ発見のチェックリスト

1 表情・態度

- ☐ いつも一人ぼっちである。
- ☐ 表情がさえず、ふさぎ込んで元気がない。
- ☐ 周りの様子を気にし、おどおどとしている。
- ☐ 笑顔がなく、沈んでいる。
- ☐ ぼんやりとしていることが多い。
- ☐ 視線をそらし、合わそうとしない。
- ☐ わざとらしくはしゃいでいる。
- ☐ 感情の起伏が激しい。

2 身体・服装

- ☐ 身体に原因が不明の傷などがある。
- ☐ けがの原因を聞いても曖昧に答える。
- ☐ 顔色が悪く、活気がない。
- ☐ 登校時に、体の不調を訴える。
- ☐ 寝不足等で顔がむくんでいる。
- ☐ ボタンが取れていたり、ポケットが破けたりしている。
- ☐ シャツやズボンが汚れたり、破けたりしている。
- ☐ 服に靴の跡がついている。

3 持ち物・金銭

- ☐ かばんや筆箱等が隠される。
- ☐ ノートや教科書に落書きがある。
- ☐ 机や椅子が傷付けられたり、落書きされたりする。
- ☐ 作品や掲示物にいたずらされる。
- ☐ かばんや靴が隠されたり、いたずらされたりする。
- ☐ 必要以上のお金を持っている。

4 言葉・行動

- ☐ 欠席や遅刻、登校渋りが多くなる。
- ☐ 他の子供から言葉掛けをされない。
- ☐ 一人でいたり、泣いていたりする。
- ☐ 教室に遅れて入ってくる。
- ☐ 忘れ物が急に多くなる。
- ☐ いつも人の嫌がる仕事をしている。
- ☐ すぐに保健室に行きたがる。
- ☐ 職員室や保健室の前でうろうろしている。
- ☐ 休み時間に校庭に出たがらない。
- ☐ 家から金品を持ち出す。
- ☐ 不安げに携帯電話等をいじったり、メール・SNS等の着信をチェックしたりしている。

5 遊び・友人関係

- ☐ 笑われたり、冷やかされたりする。
- ☐ 遊びの中に入っていない。
- ☐ 友達から不快に思う呼び方をされる。
- ☐ グループでの作業の仲間に入っていない。
- ☐ 特定のグループと常に行動を共にする。
- ☐ よくけんかをする。
- ☐ つきあう友達が急に変わったり、教師が友達のことを聞くと嫌がったりする。
- ☐ 他の人の持ち物を持たされたり、使い走りをさせられたりする。
- ☐ 遊びの中で、いつも鬼ごっこの鬼やサッカーのキーパーなど、特定の役割をさせられている。

6 教職員との関係

- ☐ 教職員と目線を合わせない。
- ☐ 教職員との会話を避ける。
- ☐ 教職員と関わろうとせず、避ける。

参考：いじめ総合対策【第2次・一部改定】

上巻〔学校の取組編〕令和3年2月 東京都教育委員会

いじめへの対処

○学校全体での対応

いじめを把握した場合は、「学校いじめ対策委員会」を中心に、学校全体で迅速に対応します。親切のつもりや悪気はなかった子どもに対しては、親切を評価しながらも、相手の気持ちを一緒に考え、丁寧に論すなどの指導を行います。

○いじめを受けた子どもや保護者のケア

スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを活用し、いじめを受けた子どもや保護者のケアを行います。

○関係機関等との連携

いじめを行った子どもに対する指導を徹底します。学校は、いじめの問題解決に向けて、教育委員会、警察・児童相談所等の関係機関、保護者、地域住民などと連携して取り組みます。

○解消後のケア

いじめが解消した後も、継続的に声をかけるなど、相談できる体制を整えます。



「ネット上のいじめ」への対応

「ネット上のいじめ」とは・・・

知らないうちに自分が・・・

勝手に裏サイトに・・・

差出人不明のSNSが来て・・・



ネットがもつ匿名性と簡易性から、発見と指導が困難であること、子どもが簡単に被害者にも加害者にもなってしまうこと、短期間で深刻な状態にいたること等が特徴です。

未然防止・早期発見に向けての5つの取組

1 教職員の日頃の情報交換を密に

「ネット上のいじめ」の現状について、教職員の共通理解を図る。

2 教育相談の充実を

子どもからのサインや情報を確実につかむ。

3 発達段階に応じた指導を

情報モラル教育の中で「ネット上のいじめ」の危険性について指導する。

4 PTAと連携した啓発活動を

SNSの利用における「SNS家庭ルール」を作るよう啓発する。

5 平素の指導を基礎に

「いじめ」と認められる行為には、見逃すことなく迅速に対応する。

◆学校で「ネット上のいじめ」が発生した場合の対応

- | | |
|-----------------------------------|---|
| ① ネット上のいじめの発見、
児童・生徒、保護者等からの相談 | ④ 掲示板等のプロバイダに削除依頼
※管理者に削除依頼しても削除されない場合 |
| ② 書き込み内容の確認 | ⑤ 警察や法務局に相談し、対応する。
※削除依頼しても削除されない場合 |
| ③ 掲示板の管理者に削除依頼 | |

参考：人権教育プログラム（東京都教育委員会：平成28年3月）

重大事態※への対処

※重大事態とは、いじめにより子どもの生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるときなど。

○学習環境の確保

いじめを受けた子どもへの心のケア、安心して学習できる環境を確保します。

○いじめを行った子どものケア

いじめを行った背景に、過去に深刻ないじめを受けたときの心の傷が原因になっている場合もあるため、必要に応じていじめを行った子どものケアを行います。

○調査の実施

学校や教育委員会は、重大事態に対処し、同じような事態の発生を防止することを目的として、事実関係を明確にするための調査を行います。

いじめはどの児童・生徒にも起こりうる

保護者の方へ

子どもの様子が気になるとしたら・・・

まず、子どもから事情を聞いてみましょう。

「おかしいな」と思ったら、子どもと話し合って事実を確かめてみましょう。いじめを受けている子どもは自分の気持ちを抑え、我慢しています。恐れで気持ちが萎縮していることもあります。事実を聞き出すには、詰問するのではなく、子どもが話しやすい雰囲気をつくり、子どもの立場に立って話を聞くことが大切です。

担任に相談してみましょう。

周囲の子ども達が、いじめを知っていることもあり、さりげなく遊び友達から聞いたり近所の方から情報を得たりすることも有効です。そして、何よりも学校での生活の様子を担任に聞いて相談することがとても大切です。

いじめの発見のポイント

- ☐ 持ち物がひんぱんになくなったり、こわされたり、落書きされたりする。
- ☐ 服を汚してきたり破いたり、傷などがあったりする。
- ☐ お金の使い方が荒くなる。
- ☐ 表情がさえず、おどおどしたり、ふさぎ込んで元気がなくなったりする。
- ☐ 不快に思う呼び方を友達からされている。
- ☐ 不自然な電話がかかってきたり、呼び出されたりする。
- ☐ つきあう友達が急に変わったり、友達のことを聞くと怒ったりする。
- ☐ 妙にまとわりつくようになっていたり、逆に部屋に閉じこもりがちになったりする。
- ☐ 家族に話しかけられるのを嫌がったりする。
- ☐ 友達と遊ばず、一人で家にいる事が多くなる。

いじめの構造

いじめは、いじめを行う子どもといじめを受ける子どもの対立構造のように見える事があります。しかし、いじめには、これらを取り巻く「観衆」や「傍観者」という子どもの集団が存在し、全体として四層構造からなっています。いじめは、被害者対加害者という単純な二極対立構造として捉えるのではなく、子ども集団全体を視野に入れることが大切です。

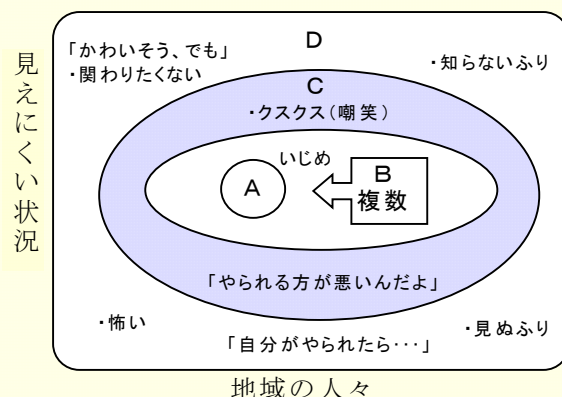
傍観者がいじめを助長している

- A：いじめられている児童・生徒
(主に一人)
- B：いじめている児童・生徒
(複数が多く)
- C：実際には手出しはしないが、見てはやし立てる児童・生徒
- D：「関わりたくない」「仕返しが怖い」などの理由から、見て見ぬふりをする児童・生徒
- ・ CやDの立場の児童・生徒がいじめを助長している。
 - ・ この立場の児童・生徒もいじめに加担しているという自覚を持たせることが大切である。

保護者

教師

いじめの構造



参考：人権教育プログラム（東京都教育委員会：平成28年3月）

児童・生徒の皆さんへ

みんなで「いじめ」について、
考えてみよう。

「いじめ」は、
人間として絶対に
許されるものでは
ないんだよ。具体
的には、持ち物を
壊したり、嫌なこ
とを言ったりす
る。

「いじめ」を受
けた人は、とって
もつらい思いをし
ているんだ。



そもそも「いじめ」
って何？
具体的には、どん
なことがあるの？



「いじめをしない」
「いじめをさせない」
「いじめを見過ごさ
ない」
これが大事なんだね。

相手が苦痛を感じたら「いじめ」です。

例えば、以下のようなことも、やられた人が嫌だと思ったらいじめになります。

好意で行った言動

発言の苦手な子に、「〇〇
さんも意見を言いな
よ。」と言った。



意図せずに行った言動

リレーでバトンを落とした
時に「何やってんだ！」と怒
鳴った。



衝動的に行った言動

うっかりぶつかった子
に「死ねよ。」と言い、にら
んだ。



参考：「いじめ総合対策【第2次・一部改定】 上巻【学校の取組編】 令和3年2月 東京都教育委員会

いじめのことなど、困った時の相談は・・・

- | | | |
|--------------------------------|----|--------------|
| ○ 東京都いじめ相談ホットライン（24時間・フリーダイヤル） | 電話 | 0120-53-8288 |
| ○ 24時間子供SOSダイヤル（全国統一） | 電話 | 0120-0-78310 |
| ○ 東京都児童相談センター | 電話 | 03-3366-4152 |
| ○ 東京都立多摩総合精神保健福祉センター（こころの電話相談） | 電話 | 042-371-5560 |

【青梅市教育相談所】

東青梅センタービル3階 月曜日～金曜日（9時～17時）

電話 0428-23-2200、0428-25-1012

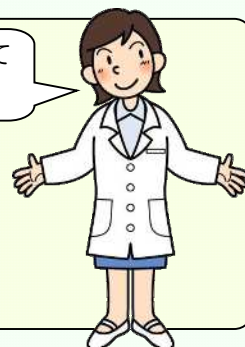
※「いじめ」緊急相談窓口においてメールでの相談を受け付けます。

Mail:soudan@ome-tky.ed.jp

【青梅市子ども家庭支援センター】

市役所3階312窓口 電話0428-24-2126

相談して
みよう。



青梅市いじめの防止に関する条例の一部改正について

○平成27年4月1日

・青梅市いじめの防止に関する条例 施行

○平成31年4月1日

・青梅市いじめの防止に関する条例（一部改正）施行

【一部改正の内容】

重大事態への対処方法の見直しに伴い、報告先に青梅市議会を追加

（委員会による対処）

第25条 委員会は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、および当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、対策委員会に対し、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態にかかる事実関係を明確にするための調査等について諮問し、その答申を受けるものとする。

（1）いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

（2）いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

2 委員会は、前項の規定による答申を受けたときは、当該答申にかかるいじめを受けた児童等およびその保護者に対し、当該答申にかかる重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。

3 委員会は、重大事態が発生したときは、その旨および第1項の規定による答申について、青梅市長（以下「市長」という。）および青梅市議会（以下「議会」という。）に報告しなければならない。

※波線が追加した部分

【改正の趣旨】

本市では、平成27年8月に生徒の死亡事故が発生した際、重大事態であるという明確な判断がないまま対応しました。その後、保護者の申し立てにより、平成29年6月から青梅市教育委員会いじめ問題対策委員会調査部会が調査を実施、平成30年2月に報告書が提出されるという事案がありました。

平成30年度青梅市議会福祉文教委員会において、教育委員会の対応について協議をしていた中で、児童・生徒や保護者から申し立てがあった際には、学校が把握していない重要な情報である可能性が高いことから、重大事態が発生したものとして速やかに対応すること、報告先については、青梅市長および青梅市議会とし、条例を改正すべきである等のご意見をいただき、平成31年2月定例議会で改正案を議決、平成31年4月1日施行に至りました。

この条例改正により、市と議会が一体となっていじめ等の再発防止および早期対応、早期発見を図るとともに、調査結果について議会が必要と認めるときは独自で調査を行う、議会等をとおして市民の関心を高めるなど、いじめによる痛ましい事故等の根絶をめざします。

○令和３年１２月２４日

・青梅市いじめの防止に関する条例（一部改正）施行

【一部改正の内容】

学校は、児童・生徒および保護者等から、いじめの相談を受けた際には、教育委員会に即時報告する旨を追加

（委員会への報告）

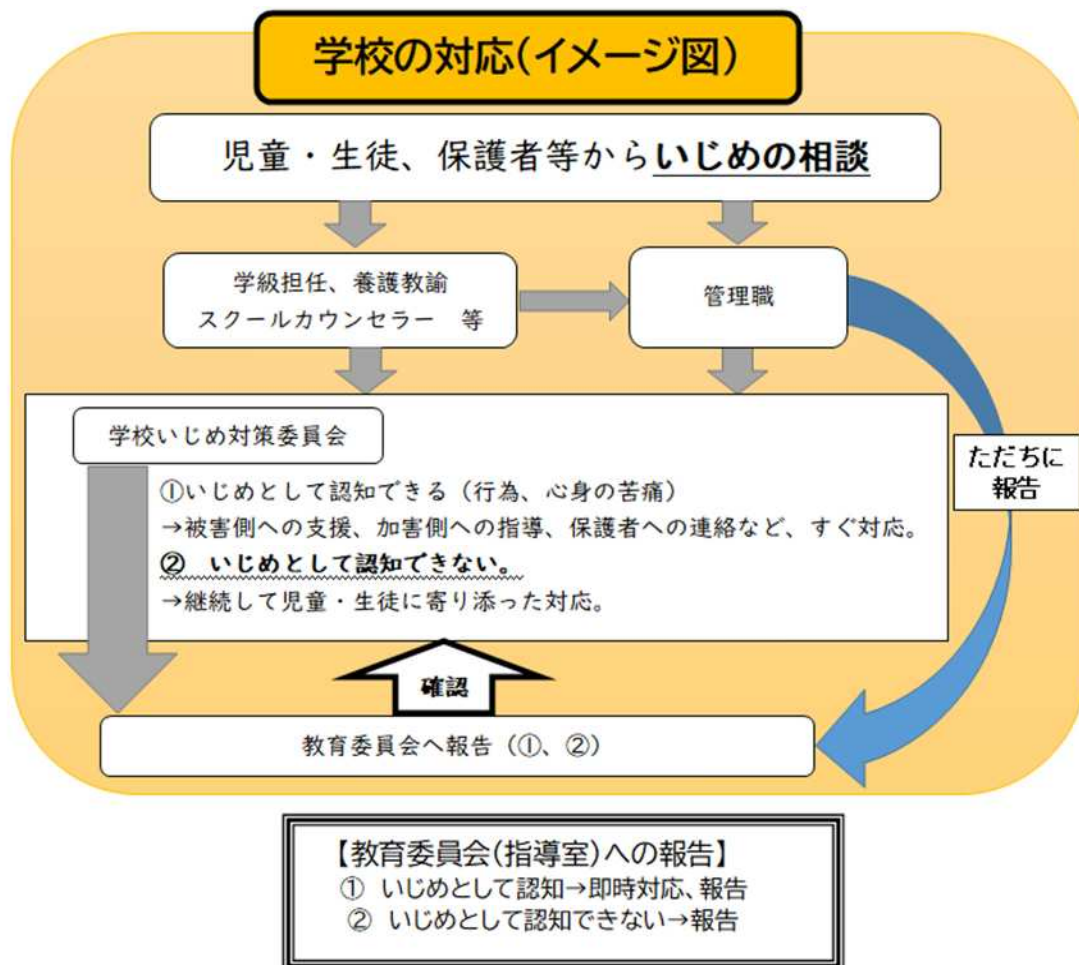
第２０条 学校は、児童等、その保護者その他の者から当該児童等にかかるいじめの相談を受けたときは、ただちにその旨を当該学校の校長から委員会に報告しなければならない。次条第１項の規定による通報または同条第２項後段の規定による確認を受けたときも、同様とする。

※波線が追加した部分

【改正の趣旨】

本市では、令和元年度に１件、令和２年度に２件、いじめ重大事態が発生しました。（調査結果の報告は令和４年度内に行う予定です）これらの事態を受け、令和３年６月議会一般質問において、いじめの防止に有効な対策をより一層強化するために条例改正について意見をいただき、同年１２月議会で改正案を議決、令和３年１２月２４日施行に至りました。

このことにより、学校はいじめとして認知するしないにかかわらず、いじめの相談があった場合には、学校から教育委員会にその旨を報告し、学校と教育委員会でいじめの初期対応、早期解決をはかり、重大な事態の再発防止をめざします。



青梅市いじめの防止に関する条例

平成26年12月25日条例第38号

条例本文と基本方針は、教育委員会ホームページに掲載しています。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）および東京都いじめ防止対策推進条例（平成26年東京都条例第103号）の趣旨を踏まえ、いじめの防止等の対策について基本理念を定め、青梅市（以下「市」という。）、青梅市教育委員会（以下「委員会」という。）、学校および学校の教職員ならびに保護者の責務を明らかにするとともに、市の施策に関する基本的な事項を定めることにより、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

2 この条例において「いじめの防止等」とは、いじめの未然防止、いじめの早期発見およびいじめへの対処をいう。

3 この条例において「学校」とは、青梅市立学校設置条例（昭和39年条例第11号）第2条に規定する市立学校をいう。

4 この条例において「児童等」とは、学校に在籍する児童または生徒をいう。

5 この条例において「保護者」とは、親権を行う者、未成年後見人その他の児童等を現に監護する者をいう。

(基本理念)

第3条 いじめの防止等のための対策は、いじめがいじめを受けた児童等の教育を受ける権利を著しく侵害し、児童等の生命、心身の健全な成長および人格の形成に重大な影響を及ぼすものであることに鑑み、全ての児童等が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。

2 いじめの防止等のための対策は、児童等の生命および心身を保護し、児童等をいじめから確実に守るとともに、児童等のいじめに関する理解を深め、児童等がいじめを知りながら放置することなく、いじめの解決に向けて、自他の大切さおよび互いの違いを認め合う中で、主体的に行動できるようにすることを旨として行われなければならない。

3 学校におけるいじめの防止等のための対策は、いじめの防止等に関する取組を実効的に行うため、学校全体で組織的に取り組むことを旨として行われなければならない。

4 いじめの防止等のための対策は、学校に加え、国、東京都（以下「都」という。）、市、委員会、地域住民、家庭その他の関係者および関係機関の連携の下、社会全体でいじめの問題に取り組むことを目指して行われなければならない。

(いじめの禁止)

第4条 児童等は、いじめを行ってはならない。

(市の責務)

第5条 市は、第3条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、国、都ならびにいじめの防止等に関係する機関および団体と連携して、いじめの防止等のための対策を策定し、および総合的かつ効果的に推進する責務を有する。

(委員会の責務)

第6条 委員会は、基本理念にのっとり、学校におけるいじめの防止等のために必要な措置を講ずる責務を有する。

(学校および学校の教職員の責務)

第7条 学校および学校の教職員は、基本理念にのっとり、当該学校に在籍する児童等の保護者、地域住民ならびにいじめの防止等に関する機関および団体との連携を図りつつ、学校全体でいじめの未然防止および早期発見に取り組むとともに、当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速に対処する責務を有する。

(保護者の責務)

第8条 保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであり、いじめが児童等の生命、心身の健全な成長および人格の形成に重大な影響を及ぼすものであるとの認識の下、その保護する児童等がいじめを行うことのないよう、当該児童等に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めるものとする。

- 2 保護者は、その保護する児童等がいじめを受けた場合には、適切に当該児童等をいじめから保護するものとする。
- 3 保護者は、委員会および学校が講ずるいじめの防止等のための措置に協力するよう努めるものとする。
- 4 第1項の規定は、家庭教育の自主性が尊重されるべきことに変更を加えるものと解してはならず、また、前3項の規定は、いじめの防止等に関する委員会および学校の責任を軽減するものと解してはならない。

第2章 いじめ防止基本方針等

(青梅市いじめ防止基本方針)

第9条 委員会は、国のいじめ防止基本方針および都のいじめ防止対策推進基本方針を参酌し、いじめの防止等のための対策の基本的な考え方その他いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するために必要な事項を青梅市いじめ防止基本方針（以下「基本方針」という。）として定めるものとする。

(学校いじめ防止基本方針)

第10条 学校は、基本方針を踏まえ、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

(青梅市いじめ問題対策連絡協議会)

第11条 市は、いじめの防止等に関する機関および団体の連携を図るため、委員会、学校、児童相談所、法務局、警察その他の関係者により構成される青梅市いじめ問題対策連絡協議会（以下この条および次条第1項において「協議会」という。）を置く。

- 2 協議会は、次に掲げる事項について協議する。
 - (1) 学校におけるいじめの防止等のための対策の推進に関する事項
 - (2) いじめの防止等に関する機関および団体の連携に関する事項
 - (3) その他いじめの防止等のための対策の推進に必要な事項
- 3 第1項に定めるもののほか、協議会の組織および運営に関し必要な事項は、別に定める。

(青梅市教育委員会いじめ問題対策委員会)

第12条 委員会と協議会との円滑な連携の下に、基本方針にもとづく市におけるいじめの防止等のための対策を実効的に行うため、委員会の附属機関として、青梅市教育委員会いじめ問題対策委員会（以下「対策委員会」という。）を置く。

- 2 対策委員会は、委員会の諮問に応じ、いじめの防止等のための対策の推進について調査審議し、答申する。
- 3 対策委員会は、いじめの防止等のための対策の推進について、必要があると認めるときは、委員会に意見を述べることができる。
- 4 対策委員会は、委員会の諮問に応じ、第26条第1項に規定する重大事態にかかる調査を行うものとする。

- 5 対策委員会は、第2項および前項に規定するもののほか、委員会から求められたときは、いじめに関する相談に応じ、または調査を行うものとする。
- 6 対策委員会は、学識経験を有する者、法律、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者等のうちから、委員会が委嘱または任命する委員11人以内をもって組織する。
- 7 委員の任期は2年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。
- 8 前2項に定めるもののほか、対策委員会の組織および運営に関し必要な事項は、別に定める。

第3章 基本的施策

(学校におけるいじめの未然防止)

第13条 委員会および学校は、児童等の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流の能力の素地を養うことがいじめの未然防止に資することを踏まえ、全ての教育活動を通じて道徳教育および体験活動等の充実を図らなければならない。

- 2 委員会および学校は、いじめを未然防止するため、当該学校に在籍する児童等の保護者、地域住民その他の関係者との連携を図りつつ、いじめの未然防止に資する活動であって児童会または生徒会等が自主的に行うものに対する支援、児童等およびその保護者ならびに教職員に対するいじめを未然防止することの重要性に関する理解を深めるための啓発その他必要な措置を講ずるものとする。

(いじめの早期発見のための措置)

第14条 委員会および学校は、いじめを早期に発見するため、児童等に対する定期的な調査その他の必要な措置を講ずるものとする。

- 2 委員会は、いじめに関する通報および相談を受け付けるための体制の整備に必要な施策を講ずるものとする。
- 3 委員会および学校は、児童等およびその保護者ならびに教職員がいじめにかかる相談を行うことができる体制（以下「相談体制」という。）を整備するものとする。
- 4 委員会および学校は、相談体制を整備するに当たっては、家庭、地域社会等との連携の下、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利その他の権利利益が擁護されるよう配慮するものとする。

(関係機関等との連携等)

第15条 委員会は、いじめを受けた児童等またはその保護者に対する支援、いじめを行った児童等に対する指導またはその保護者に対する助言その他のいじめの防止等のための対策が関係者の連携の下に適切に行われるよう、関係機関、学校、家庭、地域社会および民間団体の間の連携に努めるものとする。

(いじめの防止等のための対策に従事する人材の確保および資質の向上)

第16条 委員会は、いじめを受けた児童等またはその保護者に対する支援、いじめを行った児童等に対する指導またはその保護者に対する助言その他のいじめの防止等のための対策が専門的知識にもとづき適切に行われるよう、教員の研修を通じた資質の向上、心理、福祉等に関する専門的知識を有する者であっていじめの防止を含む教育相談に応じるものの確保、いじめへの対処に関し助言を行うために学校の求めに応じて派遣される者の確保等必要な措置を講ずるものとする。

- 2 委員会および学校は、教職員に対し、いじめの防止等のための対策に関する研修の実施その他のいじめの防止等のための対策に関する資質の向上に必要な措置を計画的に行わなければならない。

(インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進)

第17条 委員会および学校は、児童等およびその保護者が、発信された情報の高度の流通性、発信者の匿名性その他のインターネットを通じて送信される情報の特性を踏まえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止し、および効果的に対処することができるよう、これらの者に対し、必要な啓発活動を行うものとする。

- 2 インターネットを通じていじめが行われた場合において、当該いじめを受けた児童等またはその保護者は、当該いじめにかかる情報の削除を求め、または発信者情報（特定電気

通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律(平成13年法律第137号)第4条第1項に規定する発信者情報をいう。)の開示を請求しようとするときは、必要に応じ、法務局の協力を求めることができる。

(広報および啓発活動)

第18条 委員会は、いじめが児童等の心身に及ぼす影響、いじめを防止することの重要性、いじめにかかる相談制度または救済制度等について必要な広報その他の啓発活動を行うものとする。

第4章 いじめの防止等に関する措置

(学校におけるいじめの防止等の対策のための組織)

第19条 学校は、学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

(委員会への報告)

第20条 学校は、児童等、その保護者その他の者から当該児童等にかかるいじめの相談を受けたときは、ただちにその旨を当該学校の校長から委員会に報告しなければならない。次条第1項の規定による通報または同条第2項後段の規定による確認を受けたときも、同様とする。

(いじめに対する措置)

第21条 児童等の保護者その他の者は、児童等からいじめにかかる相談を受けた場合において、いじめの事実があると思われるときは、いじめを受けたと思われる児童等が在籍する学校、委員会または教育相談所への通報その他の適切な措置をとるものとする。

2 委員会は、前条の規定による報告を受けたときまたは前項の規定による通報を受けたときは、速やかに、学校へいじめの事実の有無について確認をするものとする。教育相談所が前項の規定による通報を受けたときも、同様とする。

3 学校は、前項の規定による確認を受けたときその他当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、速やかに、当該児童等にかかるいじめの事実の有無の確認を行うための措置を講ずるとともに、その結果を委員会に報告するものとする。

4 学校は、前項の規定による事実の確認によりいじめがあったことが確認された場合には、いじめをやめさせ、およびその再発を防止するため、当該学校の複数の教職員によって、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者、学校運営連絡協議会等の地域住民の協力を得つつ、いじめを受けた児童等またはその保護者に対する支援およびいじめを行った児童等に対する指導またはその保護者に対する助言を継続的に行うものとする。

5 学校は、前項の場合において必要があると認めるときは、いじめを行った児童等についていじめを受けた児童等が使用する教室以外の場所において学習を行わせる等いじめを受けた児童等その他の児童等が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を講ずるものとする。

6 学校は、当該学校の教職員が第4項の規定による支援または指導もしくは助言を行うに当たっては、いじめを受けた児童等の保護者といじめを行った児童等の保護者との間で争いが起きることのないよう、いじめの事案にかかる情報をこれらの保護者と共有するための措置その他の必要な措置を講ずるものとする。

7 学校は、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは所轄警察署と連携してこれに対処するものとし、当該学校に在籍する児童等の生命、身体または財産に重大な被害が生じるおそれがあるときはただちに所轄警察署に通報し、適切に、援助を求めなければならない。

8 委員会は、学校以外の教育施設に在籍している児童等からのいじめにかかる相談を受けた場合は、在籍している教育施設その他関係機関に通報するものとする。

(委員会による措置)

第22条 委員会は、前条第3項の規定による報告を受けたときは、必要に応じ、学校に対し必要な支援を行い、もしくは必要な措置を講ずることを指示し、または当該報告にかかる事案について自ら必要な調査を行うものとする。

(校長および教員による懲戒)

第23条 校長および教員は、当該学校に在籍する児童等がいじめを行っている場合であって教育上必要があると認めるときは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第11条の規定にもとづき、十分な教育的配慮の下、適切に、当該児童等に対して懲戒を加えるものとする。

(出席停止制度の適切な運用等)

第24条 委員会は、いじめを行った児童等の保護者に対して学校教育法第35条第1項（同法第49条において準用する場合を含む。）の規定にもとづき当該児童等の出席停止を命ずる等、いじめを受けた児童等その他の児童等が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を速やかに講ずるものとする。

(学校相互間の連携協力体制の整備)

第25条 委員会は、いじめを受けた児童等といじめを行った児童等が同じ学校に在籍していない場合であっても、学校がいじめを受けた児童等またはその保護者に対する支援およびいじめを行った児童等に対する指導またはその保護者に対する助言を適切に行うことができるようにするため、学校相互間の連携協力体制を整備するものとする。

第5章 重大事態への対処

(委員会による対処)

第26条 委員会は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、および当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、対策委員会に対し、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態にかかる事実関係を明確にするための調査等について諮問し、その答申を受けるものとする。

- (1) いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- (2) いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

2 委員会は、前項の規定による答申を受けたときは、当該答申にかかるいじめを受けた児童等およびその保護者に対し、当該答申にかかる重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。

3 委員会は、重大事態が発生したときは、その旨および第1項の規定による答申について、青梅市長（以下「市長」という。）および青梅市議会（以下「議会」という。）に報告しなければならない。

(青梅市いじめ問題調査委員会)

第27条 市長は、前条第3項の規定による報告を受けた場合において、当該報告にかかる重大事態への対処または当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、市長の附属機関として、青梅市いじめ問題調査委員会（以下「調査委員会」という。）を置くことができる。

2 調査委員会は、市長の諮問に応じ、前条第1項に規定する答申の内容について再調査を行い、答申する。

3 委員会、学校その他の関係者は、再調査の適正かつ円滑な実施に協力するよう努めるものとする。

4 調査委員会は、学識経験を有する者、法律、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者等で、対策委員会委員以外のもののうちから、市長が委嘱または任命する委員10人以内をもって組織する。

5 委員の任期は、市長が委嘱または任命したときから、第2項の規定による答申を行った日までとする。

6 市長は、調査委員会を設置したときは、その旨および第2項の規定による答申について、議会に報告しなければならない。

7 第4項および第5項に定めるもののほか、調査委員会の組織および運営に関し必要な事項は、別に定める。

第6章 雑則

(学校評価における留意事項)

第28条 学校評価を行う場合においていじめの防止等のための対策を取り扱うに当たっては、いじめの事実が隠蔽されず、ならびにいじめの実態の把握およびいじめに対する措置が適切に行われるよう、いじめの未然防止、いじめの早期発見、いじめの再発を防止するための取組等について適正に評価が行われるようにしなければならない。

(委任)

第29条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、別に定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第11条、第12条、第25条および第26条の規定は、平成27年4月1日から施行する。

付 則 (平成31年3月25日条例第22号)

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

付 則 (令和3年12月24日条例第28号)

この条例は、公布の日から施行する。

青梅市いじめ防止基本方針

はじめに

いじめの問題は、心豊かで安全・安心な社会をいかにつくるかという、学校を含めた社会全体に関する国民的課題であり、とりわけ学校においては、いじめの問題に適切に対処し、児童・生徒が安心して学校生活を送ることができるようにすることが重要である。

青梅市いじめ防止基本方針（以下「市基本方針」という。）は、こうした学校におけるいじめの問題を克服し、児童・生徒の尊厳を保持する目的のもと、国、東京都、市、教育委員会、学校、地域住民、家庭その他の関係者および関係機関が連携し、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。）、東京都いじめ防止対策推進条例（平成26年東京都条例103号。）および青梅市いじめの防止に関する条例（平成26年条例第38号。以下「市条例」という。）、国の「いじめの防止等のための基本的な方針（平成25年10月11日文部科学大臣決定（最終改定 平成29年3月14日）。以下「基本的な方針」という。）」、「東京都いじめ防止対策推進基本方針（平成26年7月10日東京都。以下「都基本方針」という。）」にもとづき、いじめの防止等のための対策（いじめの未然防止、いじめの早期発見およびいじめへの対処をいう。以下同じ。）を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針を定めるものである。

第1章 いじめの防止等のための対策の基本的な考え方

1 いじめの定義

この基本方針において「いじめ」とは、児童・生徒に対して、同じ学校に在籍している等、当該児童・生徒と一定の人的関係にある他の児童・生徒が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童・生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

2 いじめの禁止

いじめは、いじめを受けた児童・生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長および人格の形成に重大な影響を及ぼし、いじめを受けた児童・生徒の心に長く深い傷を残すものである。

いじめは絶対に許されない行為であり、全ての児童・生徒は、いじめを行ってはならない。

3 いじめの問題への基本的な考え方

いじめは、どの学校でも起こり得るという認識のもと、市、教育委員会および学校は、日常的に未然防止に取り組むとともに、いじめを把握した場合には、速やかに解決する必要がある。

とりわけ、子供の尊い命が失われることは決してあってはならず、早期発見、早期対応を基本として保護者、地域および関係機関と連携して取り組む必要がある。

また、継続性がない行為、偶発的な行為、相手を特定していない行為、謝罪等によりすぐに解決した行為なども、「心身の苦痛を感じさせた」としていじめと認知し、学校は被害児童・生徒に対して迅速に指導を行う必要がある。

（1）いじめを生まない、許さない学校づくり

いじめに関する児童・生徒の理解を深める。

児童・生徒がいじめについて深く考え理解するための取組として、道徳の授業や、児童会・生徒会等による主体的な取組への支援等を通して、児童・生徒がいじめは絶対許されないことを自覚するように促す。

(2) 児童・生徒をいじめから守り通す取組

いじめを受けた児童・生徒を守る。

いじめを受けた児童・生徒からの情報やいじめの兆候を確実に受け止め、いじめを受けた児童・生徒が安心して学校生活を送ることができるようにするため、いじめを受けた児童・生徒を組織的に守り通す取組を徹底する。

(3) 児童・生徒のいじめの解決に向けた行動を支援する取組

児童・生徒の取組を支える。

学校は、周囲の児童・生徒がいじめについて知っていながらも、「言ったら自分がいじめられる。」などの不安を抱えていることを直視し、勇気をもって教員、保護者等に伝えた児童・生徒を守り通すとともに、周囲の児童・生徒の発信を促すための児童・生徒による主体的な取組を支援する。

(4) 教員の指導力の向上と組織的対応

学校一丸となって取り組む。

いじめの問題に適切に対応できるようにするため、個々の教員のいじめの問題への鋭敏な感覚と的確な指導力を高める。また、教員個人による対応に任せることなく、学校全体による組織的な取組により解決を図る。

(5) 保護者・地域・関係機関と連携した取組

社会総がかりで取り組む。

いじめが複雑化・多様化する中、学校がいじめの問題を迅速かつ的確に解決できるようにするため、保護者や地域、関係機関と連携し、社会総がかりでいじめの問題の解決に向けて取り組む必要がある。

保護者は、その保護する児童・生徒がいじめを行うことのないよう、家庭での話し合い等を通して規範意識を養う指導などに努める。

また、保護者その他地域の者が、いじめの情報を得た場合には、児童・生徒をいじめから保護するとともに、学校に速やかに連絡、相談するなど学校によるいじめ防止等の取組に協力するよう努める。

学校はいじめの相談を受けた時には、ただちにその旨を当該校長から教育委員会に報告し、いじめ問題の解決に向けて関係機関が連携し、対応に当たる。

第2章 いじめの防止等のために青梅市が実施する取組

市は、市基本方針にもとづき、いじめの防止等のための対策を総合的に策定し推進する。

1 教育委員会の取組

(1) いじめの未然防止・早期発見に関すること

ア 学校から、児童・生徒や保護者からいじめの相談があったとの報告を受けた時は、相談の内容や学校の対応等を確認した上で、学校が適切に対応できるように指導・助言を行う。

イ 学校において、いじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくりを目指し、中学校区ごとに協働して「いじめゼロスローガン」を作成するなど、いじめゼロを目指した児童会・生

徒会活動を推進する。

ウ いじめを早期発見するため、児童・生徒に対して、年間５回のいじめ防止強化月間を設ける。

エ 校長会、副校長会および生活指導主任会等において、いじめの防止・対応のための資料提供を行う。

オ 教職員に対して、いじめの防止等に関する研修の実施等、資質向上に必要な措置を講ずる。

カ 小学校、中学校間の連携を密にとるとともに、教育相談所、適応指導教室、登校支援室、子ども家庭支援センター、民生児童委員等の関係機関とも連携し、いじめの防止等の取組を推進する。

キ 児童・生徒およびその保護者、関係する教職員がいじめに係る相談を行うことができる体制を整備する。

ク 児童・生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うことが、いじめの防止に資することを踏まえ、教育活動全体を通して、道徳教育および体験活動等の充実が図られるよう指導・助言を行う。

ケ スクールカウンセラー等による児童・生徒への面談の機会をもつよう指導・助言を行う。

コ 教育委員会は、いじめが児童等の心身に及ぼす影響、いじめを防止することの重要性、いじめにかかる相談制度等について「心のパスポート」「いじめ防止マニュアル」等を作成し、広報および啓発活動を行う。また、長期休業日前には、各家庭に相談窓口等を記載したリーフレットを配布し、児童・生徒、保護者への周知を図る。

サ インターネットを通して行われるいじめを防止し、効果的な対応ができるよう児童・生徒やその保護者に対する学校の啓発活動を支援する。

(２) いじめの対応に関すること

ア 学校からいじめの報告を受けた時は、必要に応じ、当該学校に対して必要な支援を行い、もしくは必要な措置を講ずることを指示する。

イ 学校が、いじめを認知した児童・生徒に対して、「児童・生徒のいじめ状況調査票」を作成・活用し、継続的かつ適切にいじめへの対応を取ることができるよう指導・助言を行う。

ウ 関係機関と適切な連携が取れるようスクールソーシャルワーカーおよびスクールカウンセラーの活用を学校に促す。

エ 学校が指導を継続してもなお改善が見られず、いじめをやり続ける場合は、いじめを行った児童・生徒の保護者に対して学校教育法第３５条第１項の規定にもとづき当該児童・生徒の出席停止を命ずる等、いじめを受けた児童・生徒、その他の児童・生徒が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を講ずる。

オ 児童・生徒の生命、心身または財産に重大な被害が生じるような場合は、直ちに警察へ通報する。また、このような状況が懸念される場合は、教育的配慮や被害者の意向を考慮した上で、早期に警察へ相談し、警察と連携した対応を取るよう学校に指導・助言する。

２ 青梅市いじめ問題対策連絡協議会の設置（市条例第１１条）

市は、いじめの防止等に関係する機関および団体の連携を図るため、条例で定めるところにより、「青梅市いじめ問題対策連絡協議会」を置く。

主な所掌事項は以下のとおりである。

- ・学校におけるいじめの防止等のための対策の推進に関する事項
- ・いじめの防止等に関係する機関および団体の連携に関する事項
- ・その他いじめの防止等のための対策の推進に必要な事項

3 青梅市教育委員会いじめ問題対策委員会の設置（市条例第12条）

教育委員会は、青梅市いじめ問題対策連絡協議会との円滑な連携の下に、基本方針にもとづく市におけるいじめの防止等のための対策を実効的に行うようにするため、教育委員会の附属機関として「青梅市教育委員会いじめ問題対策委員会（以下「対策委員会」という。）」を置く。

主な所掌事項は以下のとおりである。

- ・いじめの防止等のための対策の推進について調査・審議
- ・市や教育委員会が行ういじめの防止等のための対策への意見・具申
- ・教育委員会が必要と認めた場合のいじめに関する相談・調査
- ・学校における重大事態が発生した場合における、事実関係を明確にするための調査

4 青梅市いじめ問題調査委員会の設置（市条例第27条）

青梅市長（以下「市長」という。）は、学校で重大事態が発生し、教育委員会より報告を受けた場合において、必要があると認めるときは、市長の附属機関として「青梅市いじめ問題調査委員会」を設置することができる。また、対策委員会の答申の内容について再調査を行うことができる。

第3章 いじめの防止等のために学校が実施する取組

1 学校いじめ防止基本方針の策定

学校は、国の基本的な方針、都基本方針および市基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、自校のいじめ等の取組についての基本的な方向性、取組の内容等を「学校いじめ防止基本方針」として定める。

学校いじめ防止基本方針には、いじめの未然防止のための取組、早期発見・早期対応、いじめへの対応等、いじめの防止等の全体に係る内容を盛り込む。

学校いじめ防止基本方針は、学校のホームページ等で公開することとする。

2 組織等の設置

学校は、いじめの防止等に関する措置を実効的に行うための組織「学校いじめ対策委員会」を置く。（市条例第19条）

本委員会は、当該学校の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成する。

本委員会のメンバーと役割を明確にするとともに、一人一人の教職員が子どもの気になる様子や子ども同士のトラブル等に気付いた場合、どのような手段や方法で、本委員会に報告するかを図式化して示すなど全教職員がその役割を理解できるようにする。

本委員会は、学校いじめ防止基本方針の策定や計画の見直し、各学校におけるいじめ防止等の取組について、PDCAサイクルで検証を行う。

3 学校におけるいじめの防止等に関する取組

学校は、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者や学校運営連絡協議会、学校評議員制度や学校関係者評価委員会、PTA等の地域住民の協力を得つつ、関係機関と連携して、いじめの「未然防止」「早期発見」「早期対応」「重大事態への対応」の4つの段階に応じて、い

じめの防止等に向けた効果的な対策を講じることとする。以下に各段階における取組例を示す。

(1) 未然防止

- ・「いじめは絶対に許されない」という雰囲気为学校全体への醸成
- ・道徳教育および人権教育の充実、読書活動・体験活動などの推進等による、いじめに向かわない態度・能力の育成
- ・児童・生徒自らがいじめについて学び、主体的に考え、児童・生徒自身がいじめの防止を訴えるような取組の推進
- ・校内研修の充実等を通じた教職員の資質の向上
- ・児童・生徒および保護者を対象としたいじめ（ネット上のいじめも含む。）防止のための啓発活動の推進
- ・家庭訪問や学校通信などを通じた家庭との緊密な連携・協力 など

(2) 早期発見

- ・定期的なアンケート調査や教育相談の実施等による早期のいじめの実態把握および児童・生徒がいじめを訴えやすい体制の整備
- ・保健室、相談室等の利用および電話相談窓口の周知等による相談体制の整備
- ・教職員全体によるいじめに関する情報の共有
- ・いじめ防止強化月間を年間5回設定
- ・児童・生徒および保護者への、いじめ撲滅への理解啓発 など

(3) 早期対応

- ・児童・生徒、保護者その他の者からいじめの相談を受けた際の組織的な対応および教育委員会への報告（市条例第20条）
- ・いじめを発見した場合に特定の教職員が一人で抱え込まない速やかな組織対応
- ・いじめを受けた児童・生徒およびいじめを知らせてきた児童・生徒の安全の確保
- ・いじめを受けた児童・生徒が落ち着いて教育を受けられる環境の確保
- ・教育的配慮の下、毅然とした態度によるいじめを行った児童・生徒への指導
- ・いじめを見ていた児童・生徒が自分の問題として捉えられるようにする指導
- ・保護者への支援・助言
- ・保護者会の開催などによる保護者との情報共有
- ・関係機関、専門家等との相談・連携
- ・いじめが犯罪行為として取り扱われる懸念がある事案についての警察との相談 など

(4) 重大事態への対応

- ・重大事態であるとの申立てがあった際の教育委員会への報告および調査
 - ・いじめを受けた児童・生徒の安全の確保
 - ・関係機関、専門家等との相談・連携
 - ・いじめが犯罪行為として取り扱われるべきと認められる事案についての警察との連携
 - ・重大事態に係る事実関係を明確にするための調査の実施および教育委員会、対策委員会が行う調査への協力
 - ・重大事態の調査結果についての市長の調査（再調査）への協力 など
- ※ なお、重大事態の発生と調査内容については、第4章を参照。

第4章 重大事態の発生と調査

1 重大事態の意味

いじめにより、生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認める場合をいう。「生命、心身または財産に重大な被害が発生した場合」は、児童・生徒が自殺を企図した場合、身体に重大な傷害を負った場合、金品等に重大な被害を被った場合、精神性の疾患を発症した場合などのケースが想定される。

また、いじめにより、当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認める場合をいう。不登校重大事態の定義は、欠席日数が年間30日であることを目安としているが、児童・生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、教育委員会または学校の判断により、迅速に調査に着手する。

児童・生徒や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたと言う申立てがあったときは、その時点で学校や教育委員会が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等にあたる。児童・生徒または保護者からの申立ては、学校が把握していない極めて重要な情報である可能性があることから、調査をしないまま重大事態ではないと断言できないことに留意する。

2 重大事態の報告

学校は、重大事態の疑いがある事案が発生した場合、直ちに教育委員会に報告する。報告を受けた教育委員会は、重大事態の発生を市長および青梅市議会（以下「議会」という。）に報告する。

3 調査の趣旨と主体

調査は、重大事態に対処するとともに、同種の事態の発生の防止に資するために行う。

学校主体の調査では、重大事態への対処および同種の事態の発生の防止に必ずしも十分な結果が得られないと教育委員会が判断する場合や学校の教育活動に支障が生じる恐れがある場合には、教育委員会において調査を実施する。

なお、学校が調査主体となる場合であっても、教育委員会は、調査を実施する学校に対して必要な指導、また、人的措置も含めた適切な支援を行う。

4 調査を行うための組織

教育委員会は、その事案が重大事態であると判断した時は、当該重大事態にかかる調査を行うため、速やかに対策委員会を召集する。

5 調査の目的

この調査は、当該重大事態にかかる事実関係を明確にするために行う。民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものではない。学校と教育委員会が事実に向き合うことで、当該事態への対応や同種の事態の再発防止を図るものである。

6 調査結果の提供および報告

教育委員会は、いじめを受けた児童・生徒やその保護者に対して、調査によって明らかになった事実関係について説明をする。

この情報提供に当たっては、教育委員会は、他の児童・生徒のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し適切に提供する。

なお、調査結果について、対策委員会は、教育委員会に答申し、教育委員会は市長および議会に報告する。

市長は、教育委員会から調査結果の報告を受けた場合において、重大事態への対処等のため必要があると認めるときは、いじめ問題調査委員会を設置することができる。

市長は、いじめ問題調査委員会を設置したときは、議会に報告をする。

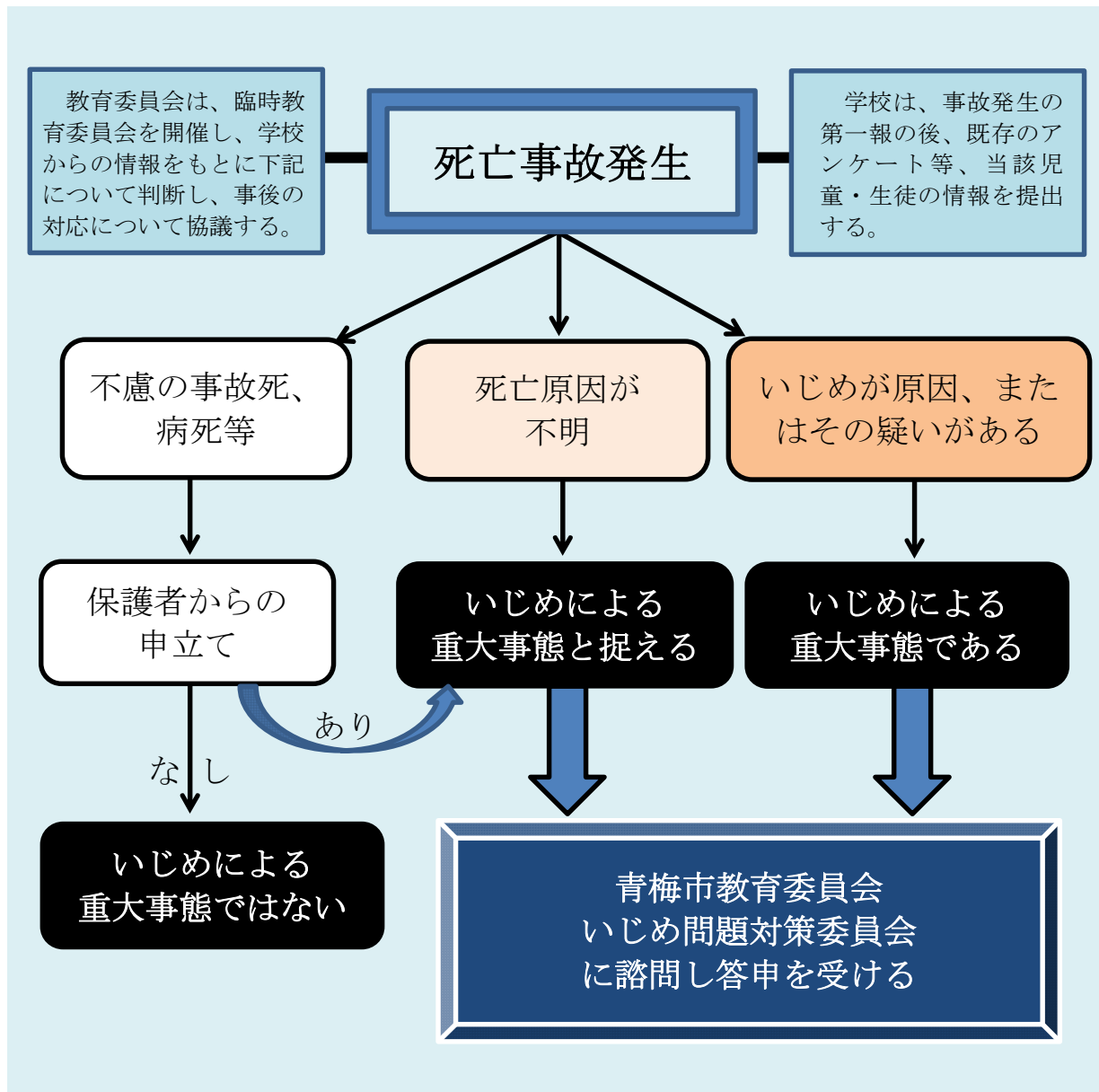
※重大事態発生時に対応する組織の詳細については、「重大事態発生時の対応」参照。

いじめによる重大事態の判断について

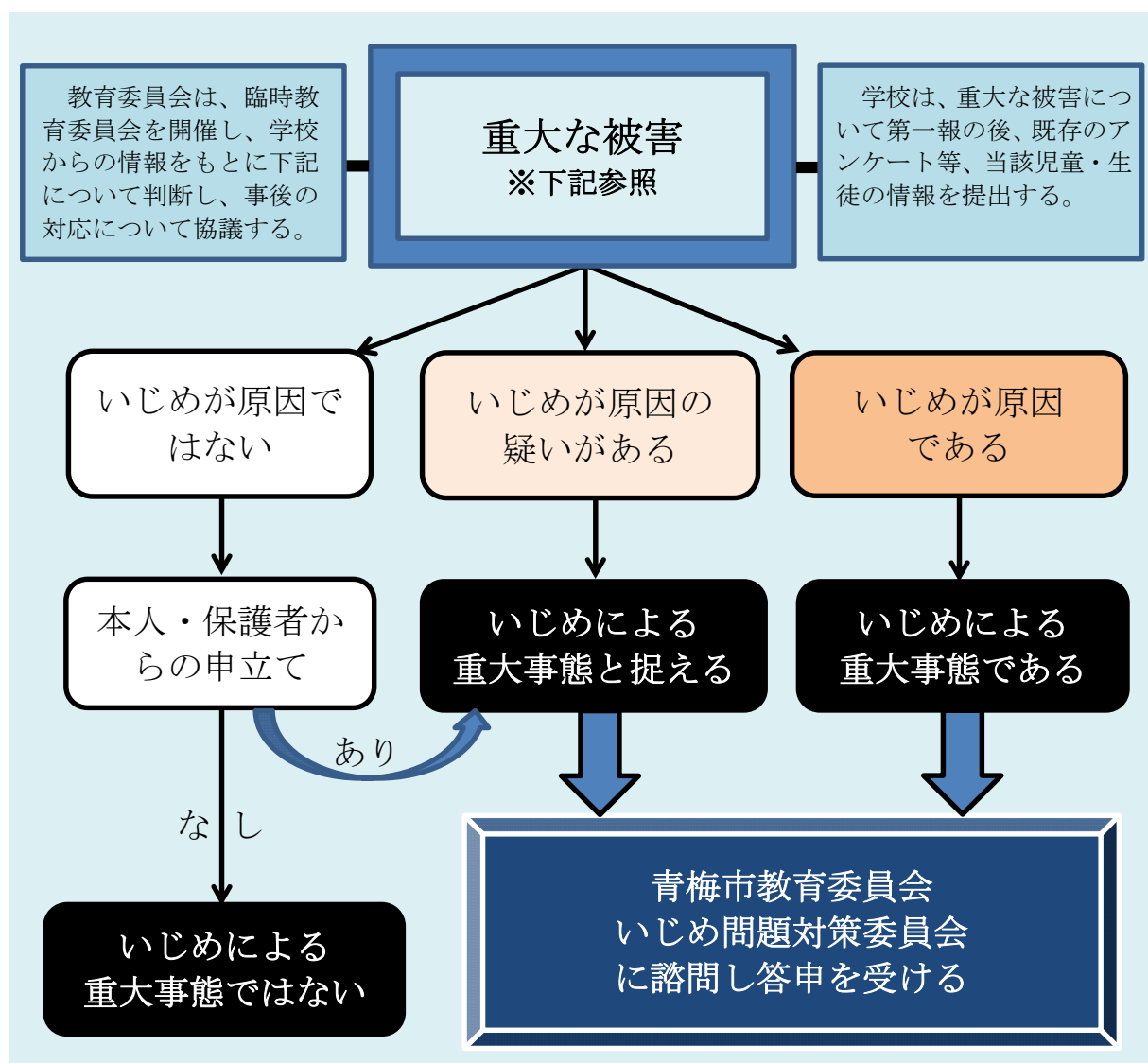
【青梅市教育委員会における意思決定過程】

※ 臨時教育委員会を開催し、以下の事項について判断する。

【１】児童・生徒の死亡事故発生時



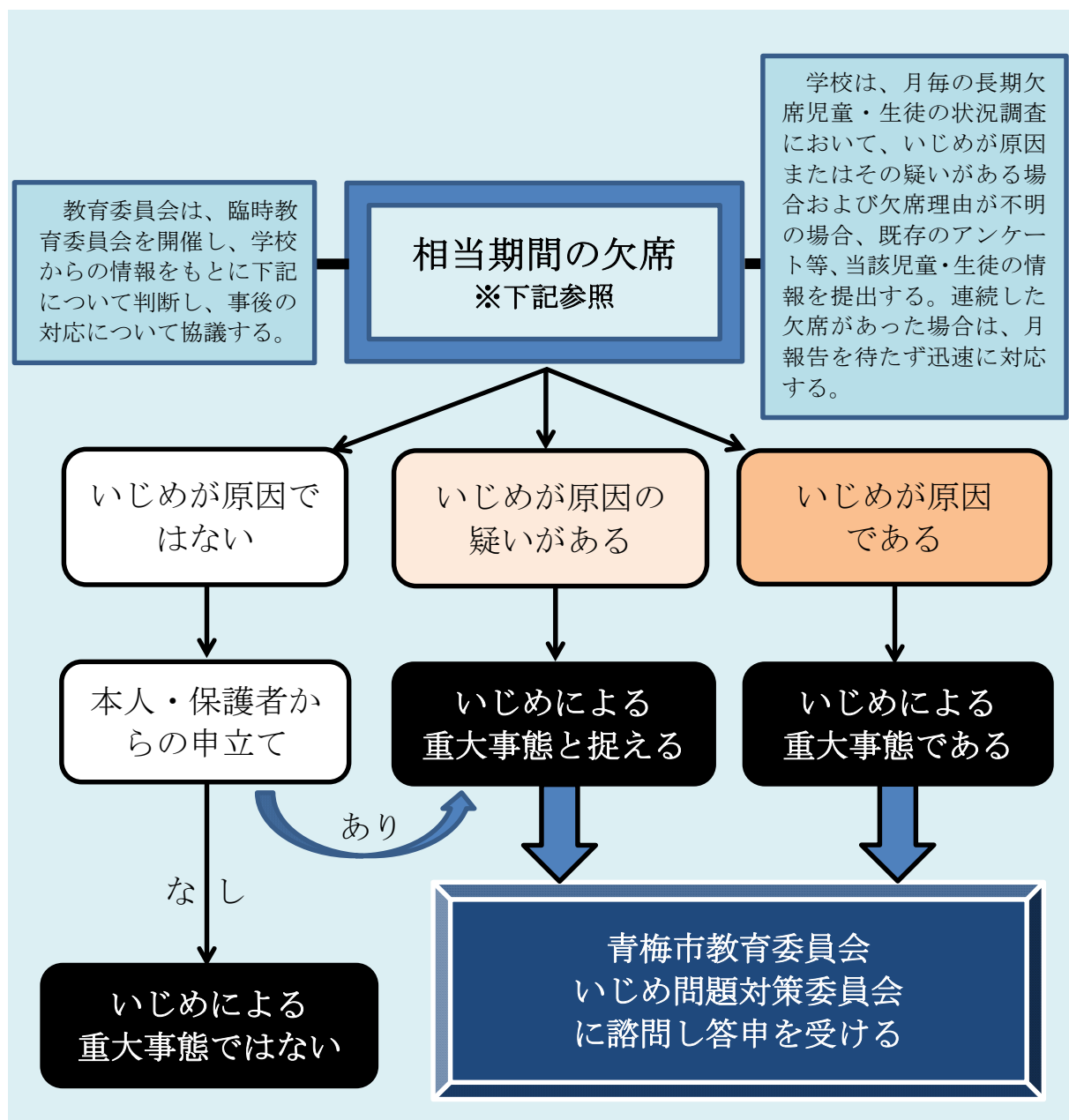
【2】 重大な被害が生じた時、またはその疑いがある場合



※ 「重大な被害」について

○「重大な被害」の例：児童・生徒が自殺を企図した場合、身体に重大な傷害を負った場合、金品等に重大な被害があった場合、精神性の疾患を発症した場合
文部科学省「いじめ防止等のための基本的な方針」

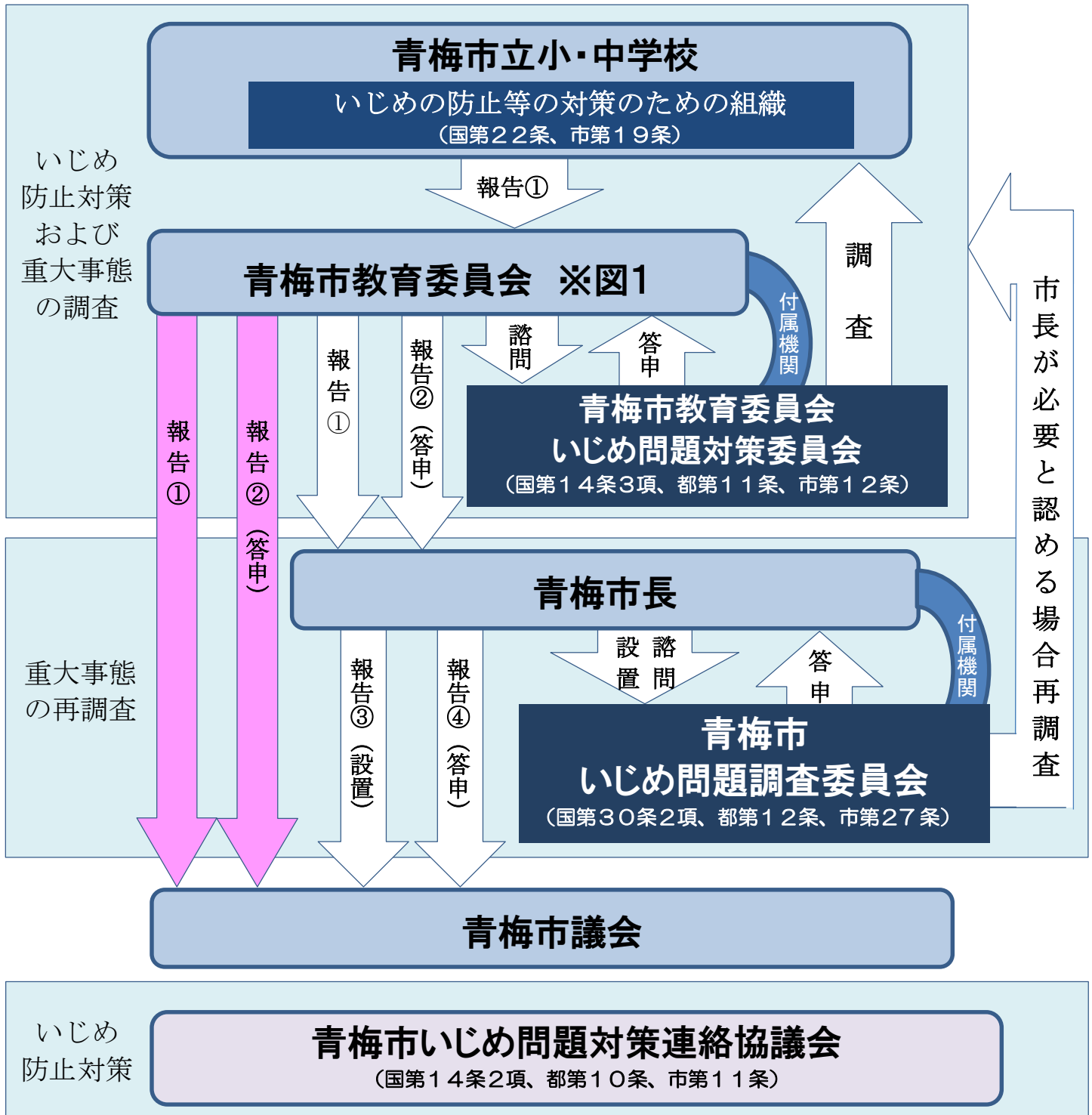
【３】 相当期間の欠席を余儀なくされた時、 またはその疑いがある場合



※ 「相当期間の欠席」：不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童・生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安に関わらず、学校の設置者または学校の判断により、迅速に調査に着手することが必要である。なお、不登校の定義は、文部科学省「児童・生徒の問題行動・不登校等生活指導上の諸問題に関する調査」における定義による。

文部科学省「いじめ防止等のための基本的な方針」

重大事態発生時の対応



- 報告① 重大事態が発生した時、または重大事態と捉える事態が発生した時
報告② 青梅市教育委員会いじめ問題対策委員会から答申を受けた時
報告③ 青梅市いじめ問題調査委員会を設置した時
報告④ 青梅市いじめ問題調査委員会から答申を受けた時